(別添)

令和6年度「食パラダイス鳥取県!『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』 月間キャンペーン」発信業務仕様書

### 1 業務の名称

令和6年度「食パラダイス鳥取県!『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務(以下「本業務」という。)

### 2 業務の目的

令和6年9月1日から同年11月30日までの「地産地消月間」に併せて「フェアプライスプロジェクト月間」を展開することで「地産地消」と「フェアプライス」の両取組を広く県民に周知し、 鳥取県産農林水産物への愛着と生産現場への理解を高めることで、適正価格による積極的な購入 の促進を目的とする。

# 3 業務期間

契約締結日から令和6年12月31日(火)まで

#### 4 「地産地消月間」及び「フェアプライスプロジェクト」の概要

# (1)「地産地消月間」とは

鳥取県産農林水産物への関心喚起や愛着の醸成といった地産地消意識の県民への浸透を図るため、農林水産物等の実りの多い9月から11月にかけて、TVCMや動画、共通ロゴ等を活用した情報発信、各種イベント企画を小売店等と連携して行うもの。

### (2) 「フェアプライスプロジェクト」とは

農林水産省が「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を考える。」というコンセプトに基づき、農畜産物や食品の生産現場の状況と適正価格への理解を促すことを目的に、令和5年7月から行っている広報活動の取組を言う。

国際情勢の影響で食品の原材料や生産資材等の価格が高騰していることに加え、円安の進行で様々な食品の生産・流通コストが上昇し、農林水産業は深刻な影響を受けている。そこで今後の日本の食の未来について考え、適正な価格形成による持続可能な食料供給の実現に向けた理解と共感を深めることを狙いとしたものであり、鳥取県においても同様のPRを行うもの。

(3)「地産地消」と「フェアプライスプロジェクト」の関係性

地産地消月間の取組を通して地元産農林水産物への愛着や関心が増し、販売価格に対する理解や納得感が生まれ、適正な価格の形成がなされる。

一方、生産や流通にかかる費用が価格に適正に反映されることでコスト意識が高まり、購入 時に低コストで新鮮な地元産農林水産物を選択する機会が増加する。

# 5 業務内容

#### (1) テレビ等動画 CM制作・放映

ア 制作物 鳥取県知事が出演するテレビ等スポット用 15 秒 C M動画を制作すること。

※Webへの掲載やデジタルサイネージでの利用も予定しているため、各種広告で再生可能なデータで制作すること。

- イ 出演者の選定と出演交渉、調整(知事以外に出演者がいる場合)
- ウ 放送機関と の交渉、調整及び放送枠の確保

#### (ア) 放送期間

令和6年9月1日(日)から同年11月30日(土)までの期間で、啓発に効果的な回数及び時間帯を提案すること。なお、県内民放3局で、期間中各局Aタイム4回を含む18回以上を放送すること。またTVer やSNS広告等を活用した告知も併せて行うこと。

## (イ)納期等

放送日に間に合うよう放送局又は広告会社へ直接納入すること。また、令和6年8月20日(火)までにデータを収めたDVD等の媒体を、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課(以下「食パラダイス推進課」という。)へ納品すること。

#### (2) ロゴ活用について

令和5年度に鳥取県(以下「委託者」という。)が作成した「地産地消月間」ロゴと、農林水産省のフェアプライスプロジェクトロゴを、CM動画や各種PR素材やWEB媒体等に使用すること。

なお、フェアプライスプロジェクトロゴマークは同使用規程(令和5年10月23日農林水産 省制定)に従って使用すること。

#### (3) PR資材作成

ア (2) のロゴデザインを入れたPR資材を作成すること。

イ 作成する資材の種類及び仕様、数量の目安は以下のとおり。

種類	規格(サイズ)	印刷色	数量
新聞折込用チラシ	A 4 判(縦 210mm×横 297mm)	フルカラー	145,000 枚
ポスター	B 2 判(縦 728mm×横 515mm)	フルカラー	200 枚
POP	横型(縦 300mm×横 900mm)	フルカラー	200 枚
	横型小(縦 64mm×横 182mm)	フルカラー	200 枚
ミニのぼり	旗(縦 30cm×横 10cm) 棒(縦棒 45cm、横棒 15cm) ※台座付き	フルカラー	200 本

# ウ納期等

チラシは令和6年9月1日(日)から同年11月30日(土)までのうち、効果的な時期に県内新聞社が発行する新聞に折込すること。

それ以外の資材は令和6年8月20日(火)までに食パラダイス推進課へ納品すること。

- (4) その他、10~30 代の若年世代への地産地消およびフェアプライスへの意識付けに効果的な 広報で実施可能なものがあれば、経費の上限内で提案すること。
- (5) 上記に掲げる業務のほか、これに付帯する業務を行う。

#### 6 実施に当たっての特記事項

(1) 実施体制

本業務を行うための十分な人員・体制を有していること。

(2) 打合せ等

受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者と定期的に打合せを行うものとする。

7 成果品の提出

本業務の実施を証するものとして、5の(1)から(3)に定めるもののほか、次に掲げる成果品をその都度、提出すること。

- (1) テレビCMが放映されたことがわかるもの
- (2) その他、雑誌等掲載見本など、自由提案に係る成果が確認できるもの

### 8 留意事項

- (1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、できる限り委託者の意向に沿った露出に努めること。また、より効果的な情報発信が可能となるよう努めること。
- (3) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、第三者に再委託することができる。
- (4) 受託者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に合わせてパブリシティによる取材記事の活用などマスメディアに対して積極的な働きかけを行い、より効果的な情報発信が可能となるように努めること。
- (6) 受託者は本業務を行うために委託者から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (7) 受託者は本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (8) 本業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (9) 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること
- (10) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (目的外保有・利用の禁止)
- 第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、 又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供 してはならない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を 前項の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。この場合にお いて、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

- 第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行 うものとする。
- 2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

- 第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(事故発生時における報告)
- 第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

- 第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙

- は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに 応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電 磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必 要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

- 第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。 (監査)
- 第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は 怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を 賠償しなければならない。
- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく 甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

- 第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。
  - (注1) 甲は鳥取県(委託者)、乙は受託者をいう。